

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	0.0%	円
令和8年度	100.0%	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

令和7年度	0.0%	円
令和8年度	100.0%	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、維持修繕等委託契約書（以下「契約書」という。）第33条の規定によりこの契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度において前払金の支払いを請求することができる。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。